

重 要 事 項 説 明 書

ver. 6.3

(通所介護サービス)

あなたの申し出によりサービス提供を開始するにあたり、法令にもとづき、わたしたちがあなたに説明すべき事項を次のとおり確認させていただきます。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 健和会
法人所在地	三重県 員弁郡東員町長深 3140-2
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 坂口 正忠
電話番号	0594-76-0760

2 ご利用事業所

事業所の名称	デイサービスセンター パークレジデンス
事業所の所在地	三重県 員弁郡東員町長深 3140-2
管理者名	施設長 萩野 真琴
事業所指定番号	2472100268
利用定員	40名
電話番号	0594-76-0760
ファクシミリ番号	0594-86-2711

3 当法人であわせて実施する事業

事業の種類		三重県知事の事業者指定	利用定数
		指定番号	
施設	特別養護老人ホーム	2472100250	90人
居宅	通所介護	2472100268	40人
	同 通所介護現行相当サービス	24A2100147	
	短期入所生活介護（介護予防事業含む）	2472100276	14人
居宅介護支援事業		2472100284	
住宅型有料老人ホーム			22名

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、介護保険制度下での居宅介護事業であり介護および支援の必要な利用者がそれぞれのおかれている環境等に応じて、利用者自身の選択にもとづく保健・福祉サービスを効果的に提供することを目的とします。
運営の方針	当施設にあっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持、並びに家族の身体的および精神的負担の軽減を図ることを目的に、運営するものとする。

5 事業所の概要

主な設備

設備の種類	数
食堂	1室
機能訓練室	1室
一般浴室	1室
機械浴室	1室

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	当事者の配置	指定基準
管理者	1(兼務)	1
生活相談員	2(1名は兼務)	1
介護職員	7	4
機能訓練指導員	2	
管理栄養士	提供時間帯は併設特養と連携	
看護職員	1	1

7 サービスの概要

介護保険給付サービス

種類	内容
食事	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 (食事時間) 昼食 12:00~13:00
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	・ご利用日には毎回入浴サービスを提供します。 ・一般浴槽のご利用が難しい方は、機械を用いての入浴を行います。
整容	・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。
健康管理	・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・体調の変化につきましては、状況に応じご家族にご連絡いたします。
相談及び援助	・利用者からの、いかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うようつとめます。 (相談窓口) 生活相談員：伊藤 泰枝

8 個人情報の管理

秘密の厳守	・施設は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報につきましては慎重に取り扱います。職員は、業務上知り得た利用者、その家族または身元引受人の秘密を、正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。
退職者への指導	・施設は、職員が退職後においても、就業中に知り得た入居者、その家族または身元引受人の秘密を、第三者に漏らすことのない旨指導します。
文書等による同意	・居宅介護支援事業者等必要な機関にご利用者、その家族または身元引受人に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書等により同意を得ることとします。

9 営業時間等

営業	午前8時30分 から 午後5時30分
サービス提供	午前9時 から 午後5時
休業日	日曜日・12月31日～1月3日 その他：大雪や暴風警報発令等の悪天候時、地震等の災害時

10 通常の事業実施区域等

- 通常の事業実施区域は次のとおりとします。

『大安町、員弁町、東員町、北勢町、桑名市、四日市市、菰野町』

※地理の状況等により、送迎時間が片道30分以上かかる場合は、上記の区域内であっても、送迎サービスがご利用できない場合がありますのでご了承ください。

※通常の事業実施区域外であっても、ご家族送迎であれば、ご利用が可能です。

11 利用料

- 介護保険の給付対象となるサービスについての利用料金は、介護保険法にて告示上の額となります。介護度、利用時間等によっても異なりますので別紙料金表をご覧ください。
- 介護保険の給付対象とならないサービスについて。
 - 食事代は、1食690円となります。(おやつ・コーヒー代等含みます)
 - レクリエーション、クラブ活動で、ご契約者の選択で参加する特別活動に係る材料費等は、実費をいただきます。
 - ご希望の方には理容師の方による理髪サービスが受けられます。2,000円/回
 - 日常生活用品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者にご負担いただくことが適当であるものに係る費用は、ご負担いただきます。

12 支払方法

料金、費用は毎月1日から末日までの1ヶ月ごとに計算して請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払ください

現金支払	当施設事務室の窓口にてお支払い
銀行振込	当法人指定の口座にお振込み
口座振替	翌月27日に金融機関からの自動引落しによるお支払い

13 取り消し料等

ご契約者の体調不良等の正当な理由や、事前にご連絡のあった場合につきましては、取り消し料金はいただきませんが、『連絡なく休まれる場合』や、『当日8時30分以降に利用の中止を申し出された場合』は、取り消し料として、下記の料金をご負担いただきます。

「取消料金690円」

14 緊急時の対応

サービスの提供中に容体の変化や事故などがあった場合には、ご家族、救急隊、医師、保険者（市町村）、担当の介護支援専門員（居宅介護支援事業所）などへの連絡を速やかにとり、適切に対応します。また、ご利用当日のお迎え時にあきらかに体調不良が認められる場合には、ご利用をお断りする場合があります。

15 運営の透明性について

事業運営の透明性確保のために、事業計画や決算書類、サービス提供記録等は希望に応じて閲覧が可能です。

16 苦情申立先

当施設ご利用相談室	窓口担当者 : 伊藤 泰枝 ご利用時間 : 每日 8:30~17:30 ご利用方法 : 電話 0594-76-0760
第三者委員	駒田 阿紀良 : 当法人監事 水越 昭 : 現菰野町民生委員 加藤 拓也 : 当法人顧問弁護士

その他行政機関

東員町健康長寿課	0594-86-2823
三重県国民健康保険団体連合会	059-222-4165

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームパークレジデンス消防計画」にのっとり対応を行います。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「特別養護老人ホームパークレジデンス消防計画」にのっとり年2回以上夜間および昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。			
	設備名称	有無等	設備名称	有無等
	スプリンクラー	なし	防火扉・シャッター	あり
	非常口	あり	屋内消火栓	あり
	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	あり	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ警報機	あり	非常用電源	あり
	カーテン、布団等は、防炎性能のあるものを使用しています。			
緊急連絡	事故等の発生時には、家族、担当介護支援専門員（居宅介護支援事業所）保険者（市町村）、北勢県民局等へ速やかに連絡します。 地域の消防団員へ緊急時には応援要請します。 防火管理者：萩野 真琴			
業務継続計画	業務継続計画の策定等感染症又は非常災害の発生において、ご利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で、早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。事業者は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行います。			

1 8 事故発生時・緊急事態・異常事態対応体制

緊急事態・異常事態発生時には別紙緊急連絡体制に従って対応します。

- ・事故発生防止の措置を適切に実施するための担当者を置き、職員に対する研修を定期的に行います。
- ・事故発生・再発防止のための指針を整備します。
- ・サービス提供中に事故が発生した場合には、速やかに市町村、ご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、利用者に生じた損害については賠償する責任を負います。但し、利用者に故意または過失が認められる場合には、この限りではありません。

1 9 身体拘束の制限について

サービス提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を実施しません。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、ご家族に説明し、同意を得て、その対応及び時間、その際の身体状況、緊急やむを得なかつた理由を記録するものとします。

2 0 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権擁護・虐待の予防のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者	デイサービス主任
虐待防止に関する窓口	生活相談員

- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・定期的に虐待防止のための委員会を開催します。
- ・虐待防止に関する責任者を選定します。
- ・虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- ・虐待防止のための指針を整備します。

2 1 ハラスメントについて

ご利用者、ご家族等から事業所及びそのサービス従事者、その他関係者に対し、故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービス利用を一時中止もしくは解除できるものとします。

2 2 ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	施設内の設備、器具等は、本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	健康増進法に基づき、施設内での喫煙は、禁止となっております。
迷惑行為等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに併設他施設内の居室等に立ち入らないようにしてください。

現金貴重品等の管理	紛失の恐れがありますので十分注意してください。貴重品等を持ちこまれ、万一紛失されても責任は負いかねます。
宗教活動・政治活動	思想、宗教等に関してはご自由ですが、施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動は禁止となっております。

※その他、詳しくは契約書をご参照ください。また、施設環境等につきましては、ご利用前に見学いただいてけっこうですので、どうぞお申し出ください。またご不明な点がございましたら、あわせてお尋ねください。

2.3 改定について

この重要事項説明書を改定する場合、軽微な事項及び法改正に伴う事項については通知をもって同意をいただいたものとします。但し、変更事項に同意できない場合は契約を解除できるものとします。

2.4 感染症の予防について

感染症の予防及びまん延の防止のための措置 感染症の予防及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から必要時の委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等に取り組みます。

介護老人福祉施設介護サービス提供開始にあたり、利用者に対し「重要事項説明書」に基づいた説明を行いました。

事業者

＜事業者名＞ 社会福祉法人 健和会
デイサービスセンター パークレジデンス

＜担当者名＞ 印

重要事項確認・施設利用に関する同意書

私は、本書面に基づいて社会福祉法人健和会の職員から上記重要事項の説明をうけたことを確認し、施設の利用について同意いたします。

年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者の家族等 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____

情報提供に関する同意書

私は、施設利用に際し、関係医療機関、居宅介護支援事業者等に情報提供の必要が生じた場合には、個人および家族の情報を提供することに同意いたします。

年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者の家族等 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____